

質問回答書

日本郵便株式会社
 (契約事務代行)
 日本郵政建築株式会社
 代表取締役社長

野幌郵便局外壁修繕工事の質問に対して、以下のとおり回答します。

番号	図面番号	仕様書の頁	質問事項	回答
1	A-01 参考数量	改修仕上表	共通事項⑤外壁付駐車場サイン等 15 箇所一時撤去・復旧についてですが、既存の取付方はどのようになっているか、ご教授のほどよろしくお願いいたします。	サイン本体は、サイン取付用のアングル材とビス止めされており、サイン取付用のアングル材が、コンクリートプラグ止め(4箇所)で外壁に固定されているものと想定しています。契約後の施工調査の結果、変更が必要な場合には協議の対象とします。
2	A-01	改修仕上表	共通事項⑥室外機 外壁付2機 一時撤去・復旧についてですが、室外機は配管含め一時近接の場所に移動の上、復旧でよろしいでしょうか。	よろしいです。
3	A-09	南東側立面図	車路外壁の目地シーリング打ち替え(外壁打ち継ぎ目地)についてですが、写真を確認すると横目地が入っているように見えるのですが、図面では縦目地のみ表記されている為、見積書の段階では図面から数量を算出してもよろしいでしょうか。	よろしいです。契約後の施工調査の結果、変更が必要な場合には協議の対象とします。
4	A-9 A-10	南西側立面図	車路外壁の南西側立面図についてですが、図面 A-9 ですと外壁②、図面 A-10 ですと外壁①となっております。どちらを正とするか、ご教授のほどよろしくお願いいたします。	図面A-10は誤記です。図面A-9を正としてください。
5	A-11	南東側立面図	1 階南東側発着室の外壁の柱と梁部についてですが、南東立面図を確認すると表記がされていないのですが、写真を確認するとタイルが貼られている為、外壁①として見込んで良いでしょうか。	図面A-11の柱の図示は誤記です。発着室外壁の柱と立面図では見え隠れになっている梁部ともに外壁①として見込んでください。
6	標-01	大型シンボルサイン	大型シンボルサイン A についてですが、参考数量だと W2500 と書いてありますが、図面標-01 を確認すると A 寸法は特記によ	A=2,500mmとなり、大型シンボルサインの幅を表しています。高さは1,750mmとなります。

			ると書いていますが、特記を確認しても記載がされていない為、実際の寸法をご教授のほどよろしくお願いたします。	
7			外壁タイル撤去等の音出し作業の時間帯についてですが、平日日中でよろしいでしょうか。	現場説明書 1 技術事項 (1) イの記載のとおり、原則、作業時間は8:30~17:30を想定してください。 ただし、騒音・振動が発生する作業を行う場合は、郵便局及び必要に応じて近隣への説明を行い、了承を得て実施することとさせていただきます。
8	A-01 A-02	改修共通事項	外壁③外構立上り腰壁の塗装範囲ですが、既存で塗装仕上げされている腰壁のみ対象でよろしいでしょうか。(外構の北西面、西南面、一部南面を対象。既存コンクリートブロック下のコンクリート素地部分の腰壁は対象外でよろしいでしょうか。)	よろしいです。 立面図に図示のない隣地境界線沿いの既存コンクリートブロックの立上り腰壁は工事対象外です。
9	A-10 A-11 A-19	立面図	SSD1 (ステンレスドア)、SSD2 (ステンレスドア)、AD1 (アルミドア)、それぞれ素地に対して互換性の悪いDP塗装で塗替となっていますが、美装に変更でよろしいでしょうか。	特記仕様書を正としてSSD1とSSD2は塗装(IP水性金属用クリアー程度)とし、AD1はDP塗装替(両面)として計上してください。 契約後の施工調査の結果、変更が必要な場合には協議の対象とします。
10	A-01		共通事項②外部シーリングの打替えで建具廻り及び金物取合いのシーリングについては、全て打替えるとなっていますが、具体的にシーリングを打替える金物廻りを御指示願います。 また、打替えのシーリングの目地寸法も御指示願います。 なお、(仕様は特記仕様書による)となっていますが、特記仕様書には防水改修工事の特記仕様書が添付されていないと思われるのでご確認をお願いします。	金物取合いのシーリングとして以下を計上してください。なお、シーリングの目地寸法はW15としてください。 ・AW及びAG下の皿板と外壁の取り合い部 ・塔屋廻り(屋上に面する部分の腰水切りと外壁の取り合い部) ・③屋上①外壁廻りの腰水切りと外壁の取り合い部 なお、「仕様は特記仕様書による」の文言は誤記です。
11	A-01 A-10 A-11		外壁④クーリングタワー、目隠しフェンスについては下地調整(RB種)のうえ、DP塗装替えとなっていますが、目隠しフェンスもDP塗装替えを施工するのでしょうか。 塗装替えする場合はフェンスの形状(断面寸法等)及び両面塗装替えを行うかご指示願います。 塔屋躯体部分と取合う鉄骨面の塗装についてその塗装範囲(躯体と接する鉄骨裏面の塗装範囲)をご指示下さい。(設計図では躯体と鉄骨の間にゴムパッキンが挟まっています鉄骨と躯体との間に寸法不明	目隠しフェンスもDP塗装替え(両面)とします。目隠しフェンスの形状は、理研軽金属工業株式会社(株)の嵌合式ルーバー(ハイスクリーン) パネルSH-86/ストリンガーST-100程度と想定してください。 なお、塔屋躯体部分と取合う鉄骨面の塗装範囲は、見え掛かりのみとします。外壁側で手の届かない範囲の塗装は不要とします。 また、契約後の施工調査の結果、設備機器によって制約がある場合は協議の対象とします。

			<p>の隙間があることからの確認です)</p> <p>また、設置されている設備機器類により、作業上での制約（足場架設作業時、塗装作業時及び機器類の養生等の必要性）があるのかご教示願います。</p>	
12	A-01 A-09		<p>車路底下面是S C（アクリルリシン）塗替となっていますが、下地調整は外壁②車路外壁に倣い施工することで宜しいでしょうか。</p> <p>なお、参考数量 工事費内訳に項目が計上されていません。</p>	<p>よろしいです。</p> <p>参考数量工事費内訳に計上してください。</p>
13	A-01 A-10 A-11 A-12	特 建築 -03	<p>外壁タイル（ラスタータイル張り）の張替について、既存は2色のタイル張りとなっていますが、今回の修繕工事で張替えるタイルは既成のタイルから類似色のタイルを選定することで宜しいでしょうか。（特記仕様書では特注色がマーキングされています。）</p> <p>また、役物タイルはコーナーを接着張りとするので宜しいでしょうか。（特記仕様書では役物 屏風曲がりマーキングされています。）</p>	<p>よろしいです。</p> <p>なお、特記仕様書の特注色の記載は誤記です。</p> <p>また、役物タイルは特記仕様書のとおり見込んでください。</p> <p>契約後の施工調査の結果、変更が必要な場合には協議の対象とします。</p>
14	A-11 A-14		<p>発着底下面是 EP-G塗替えとなっていますが、A-11 図の発着庇廻りの写真を確認すると庇下面に梁型があります。この梁型も塗装替えするのであれば梁型の断面寸法（本数及び長さ等も）及び塗装の種別をご指示下さい。</p>	<p>L3,770×W440×D350の梁型が計13箇所あるものとして計上してください。</p> <p>なお、塗装の種別は、EP-G塗替えとしてください。</p>
15	A-11 A-14		<p>1階窓口ロビー等の外部軒天井のアルミパネル目地シールが打替えとなっていますが、目地の断面寸法及びシールの打替え範囲が不明（特に外周部分が不明）ですので目地の断面寸法等をご指示下さい。</p> <p>なお、参考数量 工事費内訳にシーリング打替えの項目が計上されていません。</p>	<p>目地寸法はW20×D20と想定してください。</p> <p>なお、パネル割はA-14図のとおりとし、外周部分も見込んでください。</p> <p>参考数量工事費内訳に計上してください。</p>
16	A-11 A-18		<p>防風板が取付けられているA Gも洗剤拭きすることが図示されていますが（2箇所）、防風板を取外して洗剤拭きを行うのか、防風板は取付けたままでの洗剤拭きで宜しいかご指示願います。</p> <p>なお、防風板本体の洗剤拭きは不要として宜しいかご指示をお願いします。</p>	<p>防風板の洗剤拭きを見込んでください。</p> <p>なお、防風板は脱着しないものとして、A Gは隙間から届く範囲でブラシ等による洗剤拭きとしてください。</p>
17	A-10 A-11 A-18		<p>風除室①及び発着室の建具をD P塗装替えることになってはいますが、作業時間等について制約があればご指示をお願いします。</p> <p>特に風除室①のA T Mコーナーは土曜日（9:00～20:00）及び日曜日（9:00～</p>	<p>風除室①及び発着室ともに作業時間は、現場説明書の記載のとおり、原則、8:30～17:30を想定してください。ただし、詳細に関しては施設の管理者と打合せの上、作業を実施することとしてください。</p> <p>なお、発着室に関しては発着建具1箇所ず</p>

			19:00)も営業していることから、夜間作業等での対応となるのかご指示願います。 また、夜間作業になった場合の防犯対策等もご指示願います。	つ順に塗装替えることを想定してください。
18	A-01		局名サイン①及び②は撤去して新設することになっていますが、屋外広告物の申請作業は不要として宜しいかご指示願います。	よろしいです。 ただし、行政との協議の結果、申請が必要となった場合には協議の対象とします。
19	A-11		煙突フード及びタラップは工事対象部位となっておりますが、工事内容が不明です。 工事内容をご指示願います。	図面の表記は誤記です。 工事対象外としてください。
20	A-01 A-09 A-10 A-11		図示されている以外で外壁に取付けられている設備機器類(盤類等)は塗装替えの対象外として宜しいでしょうか。	よろしいです。 なお、契約後の施工調査の結果、変更が必要な場合には協議の対象とします。
21	A-01	参考数量 工事費内 訳書	車路外壁については施工調査を行い調査報告書を提出することになっていますが、躯体の劣化部分(特にひび割れ部分)を確実に把握するため外壁全面で剥離剤工法により仕上げ塗材の剥離は必要無いかの確認です。	施工調査のために外壁全面の剥離等は不要です。目視、打診等による調査としてください。
22		参考数量 工事費内 訳書	【本館】外壁① 既存タイル面洗浄(中性洗剤)及び【車路】外壁② 下地調整(水洗い及び下地調整材(C-2)塗り)と記載がありますが、【本館】(共通工事)及び【車路】(共通工事)にも水洗い(高圧洗浄)の記載もありますので、共通工事については重複して記載されているとして理解して宜しいかご指示願います	共通工事の記載は誤記です。 外壁①～⑤にて計上してください。
23	A-04 A-10 A-19	特 建築 -05 参考数量 工事費内 訳書	特記仕様書 特 建築-05 でステンレス製建具への塗装は特記事項で IP 水性金属用クリアー程度とされていますが、風除室①のステンレス製建具は A-10、A-19 では DP 塗装となっております。 また、風除室②のステンレス製建具も A-10 では DP 塗装となっておりますが A-19 では塗装対象外となっておりますので、塗装する建具及び塗装材料をご指示願います。 また、参考数量に鋼製建具 DP 塗装替(シリコン)が二重計上されていますので、1項目をステンレス製建具塗装(IP水性金属用クリアー塗装程度)として宜しいかご指示願います。	A-10、A-19図の記載は誤記です。 特記仕様書を正としてSSD1とSSD2は塗装(IP水性金属用クリアー程度)としてください。 また、参考数量において鋼製建具 DP 塗装替(シリコン)は【本館】と【車路】に分けて計上しています。それぞれDP塗装替(両面)として計上してください。 なお、ステンレス製建具塗装(IP水性金属用クリアー塗装程度)は項目を追加して計上してください。
24	A-25	参考数量 工事費内 訳書	目地シーリングの打替えでタイル目地部分はA-25図で5×12の断面と理解出来ましたが、外部建具廻り(サッシ水切り廻り共)のシーリング断面は設計図から	外部建具廻りのシーリングについては質問No.15の回答を参照してください。 なお、コンクリート外壁打継目地は10×10としてください。

			読み照れませんでした。また、同様にコンクリート外壁打継目地も読み取れなかったことからシーリングの断面寸法をご指示願います	
25	A-11 A-14	参考数量 工事費内 訳書	<p>質問番号4に関連しますが、外壁⑤発着台庇の塗装ですが A-11 で庇鼻先はDP塗装、A-14 図で庇裏面はEP-G塗替えとなっていますので、塗分けとするの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>なお、参考数量 工事費内訳書の【本館】外壁⑤にはDP塗装しか記載がありません。</p>	<p>図示の通り塗分けとしてください。</p> <p>参考数量 工事費内訳書にはEP-G塗替を計上してください。</p>

以上